

京都市消防局訓令甲第3号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市危険物事務処理規程の一部を次のように改正する。

令和3年11月15日

京都市消防局長 山内 博貴

第13条中「危市規則第2条第1項」を「危規則第1条の6」に改める。

第17条第1項第4号中「危市規則第11条」を「危規則第48条の3」に、「危険物取扱
実務経験証明書」を「実務経験証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)